

議案第75号

日野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年12月18日 提出

提出者	日野町議会議員	中原 明
賛成者	日野町議会議員	佐々木 求
賛成者	日野町議会議員	小谷博徳
賛成者	日野町議会議員	宮田和也
賛成者	日野町議会議員	石田幹暢

日野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年日野町条例第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～8 略</p> <p>(報酬月額の特例)</p> <p><u>9 報酬月額は、別表1の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、「308,000円」とあるのは「271,400円」と、「229,000円」とあるのは「201,520円」と、「220,000円」とあるのは「193,600円」と、「215,000円」とあるのは「189,200円」とする。</u></p>	<p>附 則 1～8 略</p>

附 則  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。